

令和6年3月玉川村議会定例会

議事日程（第5号）

令和6年3月8日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第20号 令和6年度玉川村一般会計予算について
- 日程第 2 議案第21号 令和6年度玉川村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 議案第22号 令和6年度玉川村介護保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第23号 令和6年度玉川村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 5 議案第24号 令和6年度玉川村宅地造成事業特別会計予算について
- 日程第 6 議案第25号 令和6年度玉川村上水道事業会計予算について
- 日程第 7 議案第26号 令和6年度玉川村農業集落排水事業会計予算について
- 日程第 8 議案第27号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第28号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第29号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第12 議案第31号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第13 議案第32号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第14 村長の追加提案理由の説明
- 日程第15 議案第33号 玉川村教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて
- 日程第16 選挙第 1号 玉川村選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第17 請願の処理について（委員長報告）
- 日程第18 委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

出席議員（12名）

1番	大 羅 将 君	2番	佐久間 安 裕 君
3番	小 針 竹千代 君	4番	石 井 清 勝 君
5番	渡 邊 一 雄 君	6番	小 林 徳 清 君
7番	大和田 宏 君	8番	飯 島 三 郎 君
9番	西 川 良 英 君	10番	三 瓶 力 君
11番	塩 澤 重 男 君	12番	須 藤 利 夫 君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 大越健一 会計年度任用 須藤智恵子

説明のため出席した者の職氏名

村 長	須 金 泰 一 君	副 村 長	丹 内 一 彦 君
教 育 長	岡 崎 寛 人 君	総 務 課 長	須 田 潤 一 君
企画政策課長	小 針 武 彦 君	住 民 稅 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	車 田 ヨシ子 君
健康福祉課長	曲 山 知賀子 君	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	塩 田 敦 君
地 域 整 備 課 長	高 林 浅 輝 君	教 育 課 長	坂 本 敬 君
公 民 館 長	小 針 達 夫 君	遊 戯 水 地 室 長	溝 井 浩 一 君

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第20号～議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第1、議案20号 令和6年度玉川村一般会計予算についてから、
日程第7、議案第26号 令和6年度玉川村農業集落排水事業会計予算についてまでの7議案
については、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

以上、7議案については、さきに説明をしておりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、議案第20号 令和6年度玉川村一般会計予算についての歳入についての質疑を許
します。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） それでは、質問に入らせていただきます。聞こえていますか。

私は、私で終わりたいので、問いただし、村民に伝えるのが職務と心得ておりますので、
質問させていただきます。

この予算案は、須金村長になって初めての当初予算だと思いますが、私なりに見て、かな
り緊縮的な財政だと見てとれました。村長は、度々、私は村政は運営だと思っていたんです
が、経営者を自負していますよね。それにふさわしい内容なのかなと思って見ました。

まず、1点、ページ、24ページであります。

固定資産税、宅地が増えている中で、僅かな増にとどまるのは、固定資産評価外の算定基

盤となる提示平均価格の下落によるものでしようか。

それと、また玉川村の下落率は1.4%と石川郡の中で一番低い数字であります。その下落によって宅地の課税額は幾らダウンするんでしょうか。

また、それと、宅地の面積は、私が19年のときに知ったのは205ヘクタールだと思いましたが、今現在、面積は幾らになっているんでしょうか。

以上です。よろしいでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 住民税務課長、車田ヨシ子さん。

○住民税務課長（車田ヨシ子君） ただいまの6番、小林議員の固定資産に係るご質問にお答えいたします。

土地のほうが、平均下落率で玉川村は1.4%ほど下落しているよということで、宅地の固定資産に係る影響はどういったものかというようなご質問であったかと思うんですが、固定資産の宅地の評価をする際に用いている価格は、地価公示価格と不動産鑑定からの価格を活用しております。その価格の7割を宅地の価格として積算しておりますので、そういった土地に係る下落は固定資産税のほうにも幾らかの影響はあります。

平成15年度の評価替えをピークに、玉川村でも年々評価替えの際に宅地のほうの評価額は下がってきてているというのは現状にあります。

一方、固定資産税の課税ベースで見ますと、宅地の面積が小規模な宅地の開発が何か所か年々ございますので、面積としては微増、少しずつは増えているというような状況とはなっております。

それを踏まえて、今回の固定資産税の土地にどのような、どのぐらいの減収があるかというようなご質問であったと思うんですが、今回の固定資産税については、評価替えという年度になりますので、土地、家屋、償却資産、この3種類それぞれ積算をして、そちらに収納率を掛けて計算しております。土地については、担当者の方に確認したところ、0.6%程度の下落であろうということで試算しました。家屋については、前年度の評価替えの実測値を基に減収を見込んでおります。

ただ、逆に現在、償却資産、令和4年度以降、福島県の特措法が改正となりまして、村内の企業の課税免除額がどんどん減ってきてているということで、逆に調定額が上がっているような状態となっておりまして、合計では、調定額は0.48%ほど減収という形で見込みました。

ただ、一方で、収納率が年々伸びておりますので、今まで98%程度で積算していたものを今年度は0.5%増の98.5%という形で積算したので、今回、現年度分においては8万6,000円

ほどですが、増となったような状況となっております。

以上です。

すみません、課税ベースでいきますと、宅地については令和5年で209.8ヘクタールという形で、課税のほうはその面積で課税しております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、歳出についての質疑を許します。

1番、大羅将君。

○1番（大羅 将君） まず、P71ページ、12委託料、地域おこし協力隊募集PR業務委託料264万の内容と委託先は。

2点目、P74ページ、12委託料、防災マップ作成業務委託料114万4,000円の内容は。

3点目、P131ページ、17備品購入費、消防備品1220万4,000円の内容は。消防車、ポンプ車から搭載車への変更ということだが、全額が搭載車への変更の金額なのか。

以上、お願いいいたします。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 1番、大羅議員のご質問にお答えします。

ページの71ページです。

地域おこし協力隊のPR業務委託につきましては、募集記事のウェブ広告やSNS等の記事広告、それから動画作成等ありますので、そちらについては、それぞれ今後選定してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 大羅議員の2点目のご質問でございます。

74ページ、12の委託料の中の防災マップ作成業務委託料でございますが、こちらにつきましては、金波川における浸水区域が新たに県から示されまして、それによりまして、それを加えたマップを作成する内容でございます。

131ページでございます。

17備品購入費、消防備品でございますが、1,220万4,000円、このうち積載車については

1,200万円を見込んでございます。そのほかの20万4,000円につきましては、ホース等の備品を予定してございます。

○議長（須藤利夫君） 1番、大羅将君。

○1番（大羅 将君） 131ページの消防車の搭載車の件なんですけれども、玉川村にポンプ車、今、2台しかなくて、須金地区と泉地区に1台ずつというところなんですけれども、今回、南須金地区のポンプ車を搭載車に替えるというところなんですが、入替えの時期や消火活動への問題等はないのか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 大羅議員のご質問でございます。

消防備品の中でポンプ車から積載車に替えることについて、大丈夫かというような内容と思われますが、これにつきましては、ポンプ車ですと、今、免許証の関係で運転できない団員がほぼになってきております。そういう中で、広域消防の玉川分署も設置されたことから、ポンプ車ではなくて通常の搭載車のほうの切替えというようなことで、もう一台残っております小高についても、将来的にはポンプ車から積載車への切替えを考えてございます。

これにつきましては、消防団の幹部会、分団長会の中でも、種々検討しまして決定した内容でございます。

なお、発注につきましては、なるべく早く発注をしたいと思いますが、特装車といいまして、注文してから初めて造り始まりますので、年度内ぎりぎりぐらいの完成になるかと見込んでございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

7番、大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） それでは、ページの110ページの中の、真ん中辺の10番の需用費の右にいきまして、消耗品費180万ほど予算化されておりますが、その中に、令和3年度から行われております玉川村の特産であるさるなしをより身近に感じていただいて、愛情を持って栽培される方に苗木の配布をしておりまして、3年度から3年間で70個、140本になりますが、大変好評であります、令和6年度も実施されると担当課のほうと確認をしております。

この配布されましたさるなしの木もなり始めて、あるいはうちによっては昔から盆栽、あるいは棚等をつくって栽培している方も見受けられます。

現在、村には当然さるなし生産組合というのがあります、栽培に力を入れておりますが、

高齢化、それから後継者不足、もう一つは実の買入れ価格というようなことがありまして、栽培の面積が減少傾向に現在あります。当然加工品が今、いろんな種類が作ってあります、それを作るための収穫量が確保できない状況にあります。

そこで、先ほど申し上げました配布されている苗木になっている果実、実、あるいは盆栽あるいは棚を造って栽培している方もありますので、それらの果実の買入れ、あるいは組合で栽培をしている農家に対する、一番影響のある買入れ価格の値上げ等の検討をすることによって、今後の栽培意欲につながるものというふうに感じております。

この予算に関連させて質問しておりますが、村の特産品であるさるなし栽培に、よりなりわいを成り立たせるために、さるなし果実の収穫量の増加対策を図っていくべきというようになりますが、村長の考えを伺います。

以上です。

○議長（須藤利夫君）　　村長、須金泰一君。

○村長（須金泰一君）　　7番、大和田議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員、ただいまおただしのとおりでございまして、さるなし、本村の特産品として、私も聞くところによりますと、福島空港が開港するに当たりまして村の特産品をつくっていく必要があるだろうということで、その前にさるなしを栽培し始めて、特産品として位置づけて今日までできているということはお聞きしておりますが、その中にあります、ピーク時の生産高から比べますと、最近は減収が続いている、このままで、今後はさらに厳しい状況になることは存じ上げております。

そういう中におきまして、いかにしてそのさるなしの栽培を増やすかということで、いろいろとさるなし栽培研究会の皆様方が、組合の皆様方を中心として、普及所でしたり、村の産業振興課なりが一体となって土壤改良からいろいろ取り組んでいるところでございますし、あとは最近の温暖化に絡みまして、早く花が咲いてしまうということに対して、霜に当たってしまって、その霜をどうやって防げばいいんだということ、検討も進めてきております。

いろいろと課題もありますが、そういうものに対しまして、いろいろと研究、検討をしながら取り組んできていますが、今、おただしのとおり、まさに後継者不足でしたり、生産面積が減っている、その大きな理由の一つが、生産したものを見取る買取り価格が低いということがあるんじゃないかなというおただしでございます。

私も今年度、さるなしサミットで新潟のほうにお邪魔させていただきまして、そこでいろ

いろとお話を聞かせていただく中において、やっぱり栽培から6次化の加工、そして販売という部分で、一体的にやることによってその買取り価格の部分もかなり高価な部分で買い取ることができるというお話を聞かせていただきましたので、この本村の特産品でありますさるなしにつきましては、やっぱり特別なものもありますし、これだけ玉川村の特産品としてさるなしが全国に発信できております。魅力の一つとして発信できておりますし、名前も知れわたっておりますので、どうにかしてこの価格を上げながら、しっかりと六次化として加工しながら販売ルートができるような、そういう仕組みみたいなものにつきましても検討していきながら、せっかくここまで来たさるなしでありますので、これからも引き続き、多くの村民の皆様方に愛していただいて、自分の村の特産品だということをしっかりとご理解いただく中で、さらに生産量が増えるような形で、皆様方のご意見を伺いながら取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番、佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） それでは、質問をさせていただきます。

一般予算書のページ、68ページ、御用聞きサービス実証事業についてお伺いさせていただきます。

令和5年度は、当初予算移動販売実証事業として305万の当初予算でございました。そして、補正予算で御用聞きサービスの需要の拡大、そういうことで67万5,000円を増額いたしました。総事業費は372万5,000円ということになりました。この御用聞きサービスは大変好評であると、それで利用者の増加があるということです。実際私もご利用させていただきました。利用した母親も非常に満足しております。

そこで、令和6年度は移動販売事業を廃止をして、御用聞きサービスに絞って、かつ約100万円増の478万2,000円とするわけですが、これらの積算根拠のほうを教えていただければと思います。

さらに、この利用者が非常に好評であって今回も増えているので予算も増やしたい、そのようございますが、実際一番心配なのは、利用者が増えることで全てが対応できなくなるということはないのか、その辺が、せっかくのこれだけのいい好評な事業が、利用者にちょっと不便な面をもしかけてしまったのではちょっと残念だなと思いますので、その辺にだけお答えをいただければというふうに思います。

もう一つ、同じ68ページです。

これは、水辺施設の指定管理者の600万ということでございますが、実は、先日一般質問におきまして、A E Dに関する質問が大羅議員からありましたが、私の聞き取り間違いかもしれませんが、指定管理者は決まっていないという答弁がございました。指定管理者は決まっていないのでしょうか。もし決まっていない中で600万の計上というのは、いかがなものなのかなということを確認させていただきたいと思いました。この点は、村長にできればお願いしたいと思います。

それで、先ほども言った600万の指定管理者、私は水辺施設、これ当初900万の指定管理者という事業計画であるというふうに記憶しているんですが、今回、600万となった理由を教えていただければと思います。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 2番、佐久間議員の質問にお答えします。

まず、68ページの御用聞きサービスにつきまして、これの積算根拠というご質問に対してですが、現在、だんだん登録者数が増えている状況で、最低でも1日2組以上の利用者が見込まれているところでございます。これに対応するために増額をしたところでございます。

あと、どんどん増えていることに対して、今の状況で対応できるのかということにつきましては、運営側のほうで新たに人を採用するとか、そちらについても随時対応していかなくてはならないということで、そちらのほうでも考えているところでございます。

それから、同じく水辺施設の指定管理料600万でございますが、こちら当初1月当たり75万の計算で、12か月で当初900万という数字を算出しておりましたが、工事の進捗が遅れている状況で8か月で計算しているところでございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 村長、須金泰一君。

○村長（須金泰一君） 2番、佐久間議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、御用聞きサービスの部分につきましては、議員ご承知のとおり、一人一人に寄り添いまして、きめ細やかなそういうサービスを提供していくのには、どういう形がいいのかということで、いろいろと検討させていただいた結果、やはりお一人お一人に対して、マンツーマンといいますか、一人一人の要求に対しまして応えるためには、やっぱりそのお宅に直接お邪魔しまして、その目的を達するようにしていくほうが一番いいんじゃないかということで、今、いろいろと実証を行っているところでございまして、毎月1回、その結果につきまして、村の企画政策課、そして健康福祉課、そして社会福祉協議会でしたり、ボランティ

アの団体であるもちもたの会とか、シルバー人材センターの担当が集まりまして、その毎月、毎月行った実績でしたり、課題等についていろいろと意見を出し合いながら、今度の在り方について検討をしております。

いろいろと当然出てきます。そのために実証ですので、例えば、じゃ遠くに行ったときの拘束時間の考え方どうするんだとか、これからどんどん増えた場合については、その対応をどうしていくんだとかという課題は当然出てきますので、そういう部分につきまして、しっかりとご意見をいただきながら、皆様方に満足いただけるように努めてまいりたいと思っております。

そういう中で、今、ライドシェアとかという部分について、いろいろ検討されておりますし、それがじゃ具体的にどういう形で本村でそれを取り入れができるのかとか、あとは支え合い、乗合いタクシーみたいな形で民間の方が参画するような方法もありますので、いろんな手法の中において、本村に一番ふさわしいやり方については、様々な皆様方のご意見をお聴きしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

水辺施設の件でございますが、これは当初から議員もご承知のとおり、デザイン・ビルド・ファイナンス・オペレーションということで、運営する方に最初から参画していただい、どういう形、どういう仕組み、どういう間取りがいいのかということについて、いろいろと検討していく、そういうシステムでございます。そこに民間資金ファイナンスを入れ込んだ、そういう方式で取り組んでおりますので、指定管理につきましては当初から想定して進めてきたところでございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 2番、佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） ありがとうございました。

もう一件追加で、まず今回、1月1日に起きた能登半島地震の今、今度、復旧、復興事業という関係もあって、さらに、今、オープンが2か月ほど遅れる見込みであるという状況の説明もこの間ございましたが、このオープンの遅れというものに対しての、例えば今回オープンが遅れるから減額をしたと、で600万になった。さらにここからのということが、もあるのかないのか、それだけ確認させてください。

○議長（須藤利夫君） 村長、須金泰一君。

○村長（須金泰一君） 2番、佐久間議員のご質問にお答えさせていただきます。

その遅れというのは、水辺施設のことによろしいですか。一般質問の答弁でもお答えさせ

ていただいたとおりでございますが、今、いろいろと進めている中におきまして、どうしても能登半島地震のほうに復旧ということでシフトをしておりますので、そういう影響も踏まえて、我々としましては、今、8月末までの間の竣工、引渡しということで予定しておりますので、それがぎりぎりだというふうに認識しております。それ以降に遅れないように、しっかりと事業者との工程管理も徹底してまいりますし、最悪そういう見込みになった場合については、そうならないような方策をしっかりと組んでいきたいと思いますので、8月末までの竣工を目指して、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番、塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 4点ほど質問させていただきます。

92ページの民生費、委託料、屋内遊び場管理事業382万2,000円ですけれども、この事業の目的、それから効果、成果というものは上がっているんでしょうか。

また、今年度の利用予定者数、それから村内児童の利用割合を伺います。

次に、109ページの農林水産業費、補助金、農用地利用集積助成金76万2,000円、この補助金の目的、それから成果は上がっているのかどうか、耕作放棄地解消のため、貸すほうも借りるほうもメリットがあるような魅力のあるような事業、こういうような事業にはできないか伺います。

次に、126ページの土木費、14番工事請負費4,789万9,000円、議会で採択された請願箇所、この間の答弁では年次計画でやっていくというような話がありましたけれども、今回、土木費の中に請願箇所、組み入れられているのでしょうか、伺います。

次に、158ページ、保健体育費の中で教育費887万7,000円、マイナス105万1,000円となっています。駄伝のほうで76万円のマイナス、130万円、この繰越金があるという説明がありました。この繰越金というのは、繰越明許費には計上されていないんです。この繰越金とはどこに計上してあるのか伺います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子さん。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの塩澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、屋内遊び場、目的、成果は上がっているのかということと、今年度の利用見込み者数と、あとは村内利用者の割合ということですが、まず、目的、成果につきましては、屋内遊び場、当初の設置の目的は、原発事故による放射線の影響で外で遊べないという子育て世

代のために、安全安心で遊んでいただくためにということで造ったものです。それだけではなく、子育て世代の交流の場であったり、あとは孤立防止であったり、それから空港のにぎわいづくりというような目的もございます。

成果についてですが、利用者数の推移を見ますと、新型コロナの流行の時期は、一時的に、感染防止対策で利用者の制限もしておりましたので、利用者数は一時的に落ち込んだんですけれども、昨年、5類に移行になってから利用の条件を緩和させていただいたところ、コロナ禍前の状況に戻りつつあり、あっという間に回復してきております。そのような状況を見ると、やはり子育て世帯、子育て中の親子にとって非常に遊び場は有効に活用されているのではないかというふうに考えております。

今年度の利用者数は、2月末時点で1万7,558人です。令和4年度が年間で1万3,000人だったので、もう既に2月末時点で4年度の実績を上回っているような利用者がございます。

村内の村民の利用割合は、約9%となっております。圧倒的に村外からの利用者が多いですが、土日などは村民の方、平日もですけれども利用されております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 11番、塩澤議員のご質問にお答えいたします。

109ページの中の補助金、農用地利用集積助成金でございます。

こちらは、農用地利用集積計画並びに農地中間管理事業を利用して、土地の貸し借りを行った場合に、借手側のほうに対して助成するというような制度でございます。

昨今の社会情勢なりを背景にしまして、耕作放棄地が増えてございます。そういうものの少しでも増やさないように、また、担い手のほうに農地を集積するようにというようなことで、村で単独で助成をしているというような制度でございまして、令和6年度につきましては、期限が切れて新たに設定するもの等も含めて、約800アール弱ぐらいの利用集積というものを見込んだ結果の額でございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） 塩澤議員のご質問にお答えいたします。

126ページ、土木費、14番工事請負費で、村道の維持補修工事、こちらの中に、過去に議会で採択された工事案件、令和6年度土木費の中に組み入れられているかということでござ

いますが、こちらにつきましては、令和2年12月定例会で採択されました村道II-2号線道路改良側溝工事ということで、場所が岩法寺の上代地内になりますが、856万6,800円ということで予算に計上されています。

工事の中身でございますが、U字溝敷設となるということで延長140メーターと、300ミリ、30センチの側溝を敷設して排水路の整備を行うということでございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 公民館長、小針達夫君。

○公民館長（小針達夫君） 11番、塩澤議員のご質問にお答えします。

ページ数は158ページから159ページにかけての項目になります。

先ほど繰越金について、どこに記載があるのかということでございましたが、こちらにつきましては、村のほうでスポーツ協会のほうに一回支出、補助金として支出して、さらにそこからスポーツ協会で使う分と、ふくしま駅伝実行委員会のほうにさらに支出をしておりまして、実行委員会のほうで会計と通帳持っております。その中で、ふくしま駅伝に係る経費のほうを支出してございますけれども、今年度ふくしま駅伝終わった後に、決算の見込額を確認したところ、思いのほか残金が多かったというか、繰越しになる額が多かったということで、今回必要な分だけで要求しております、補助金の額を下げているものでございまして、一回支出している金額ということでございますので、村の会計のほうには表記されないということでございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番、塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） ただいまの、一回支出して残りのやつを実行委員会のほうで出しているというわけですね、預かっているというか。何かこれ不明瞭のような会計がしますので、もっと透明性のある会計処理をしたほうがいいと思うんですけども、どうでしょうか。

あと、もう一つ、農林水産業費、先ほどのやつですけれども、800アール、年間に1反歩10アール当たりどのくらいの料金がもらえるのか、補助金あるのか。この魅力あるような事業にはできないんでしょうか、貸す方もメリットがあるような事業、これについて伺います。

○議長（須藤利夫君） 公民館長、小針達夫君。

○公民館長（小針達夫君） 分かりにくいというご指摘でございました。

まず、金額だけのところでいいますと、令和5年度につきましては、ちょうどウインドブ

レーカーの更新時期ということもあって、多くのお金をちょっと確保していたところでございましたけれども、結果、その選手団の数が少なかつたりとか、あとは経費の圧縮した関係で残金が多くなったということでございます。

ただ、この駅伝の実行委員会の会計につきましては、毎年、スポーツ協会の総会において、その決算額、年度末の決算額、また、翌年度の予算の額等を一応報告のほうをスポーツ協会のほうにしてございまして、そういったところで、公の場では一応お示しはしているところでございます。

ただ、ご指摘ございましたので、今後そういったより分かりやすい会計にすべきというところにつきましては、ご検討させていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 11番、塩澤議員の再質問にお答えいたします。

まず、こちらの金額の根拠でございますが、800アール弱と申し上げましたが、正確に申し上げますと762アールでございます。金額につきましては、10アール当たり1万円を借手側のほうに交付するというような制度でございます。最初に設定したときのみでございますが、そのときに借手側のほうに交付させていただくというものでございます。

先ほどのご指摘の中で、貸手側のほうにというようなこともございましたが、村のほうでは農地銀行というものを設けておりまして、貸したい農地、借りたい農家というものを集積しているんですが、貸したい農家、貸したい農地というものばかりが増えていきまして、借手がなかなかつかないというような現状でございます。そのような状況を鑑みまして、なるべく借りる方の、多少なりとも財政面での援助ができないかというようなことで設けた制度でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

4番、石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 52ページの総務の一般管理の会計年度任用職員報酬、その中に、玉川村集落支援ということで入っているのか入っていないのか。そして、もし何名を募集しているのかを教えていただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） ただいまの石井議員の質問でございます。

52ページの一般管理費の報酬、会計年度任用職員の報酬179万2,000円の中に、集落支援員の報酬は含まれているのかというようなことでございますが、こちらについては、総務課管理の会計年度任用職員の報酬のみで、集落支援員の関係につきましては、企画政策課のほうで答えさせていただきます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

すみません、企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 4番、石井議員のご質問で、集落支援に予算につきましては、地域おこし協力隊と同じ予算枠のほうで計上しております、69ページの地域創生費、1の報酬、こちらに会計年度任用職員として4,097万6,000円計上しておりますが、この中で、現在のところ2人の予算で計上しているところでございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 4点ほど質問させていただきます。

ページの118、商工費、夏まつり補助金であります。

対前年50%の増の理由と効果はどのようなものになるでしょうか。

それと、ページの121ページであります。

同じく商工費であります。玉川村観光物産協会運営補助金、5年度は731万5,000円が1,469万2,000円と倍増予算で、いわゆる費用対効果は何か。また、貸付けで運用され販売されていますサブレの販売実績と評判はどうでしょうか。

それから、3点目のページ、129ページであります。

目の都市計画総務費、18負担金補助及び交付金、説明の中の補助金玉川村空家対策総合支援事業補助金、5年度は解体となって50万計上されていましたが、減額補正されましたが、本年度は1,030万と21倍の倍増なんです。その支援の内容と村内の空き家は地域ごとに何戸存在するんでしょうか。また、特定空家はあるんでしょうか。それとまた、空き家の定義って何でしょうか。

それから、ページの138ページであります。

教育総務費であります。18負担金補助及び交付金、地域おこし協力隊活動事業補助金、5年度は120万ですが、60万と50%の減額の理由はなぜでしょうか。

以上、4点お願いします。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 6番、小林議員のご質問にお答えいたします。

118ページの一番下でございます。夏まつり補助金150万円、こちらの中身でございますが、この名のとおり、商工会のほうで実施しております玉川夏まつりに対する補助でございます。

主な内容につきましては、花火の打ち上げにかかる経費等が主なものでございます。今年度、昨年度に比べて増加しているというようなご指摘でございますが、50万ほど増加しております。

その理由につきましては、昨今の物価高騰によるものが、まず1点でございます。こちらはやむを得ないものと担当課のほうでは判断したところでございます。あわせまして昨年の、皆様ご存じのとおり、産業まつりの際にテントが強風でおられてけが人が出るというような事故が発生してしまいました。そのようなことがないようにということで、夏まつり実行委員会のほうでもいろいろと議論を重ねた結果、ウエイトの増加であったり、専門家による設置というようなものも出てきた関係上、経費のほうが昨年に比べて多くなったということでお補助金も増額したというようなことでございます。

費用対効果というようなお話をございましたが、訪れた方はご存じのとおり数千人の方が夏まつりの会場には訪れ、盛大に開催されている状況を見ますと、十分に費用対効果はあるのかなというふうに考えてございます。

続きまして、121ページ、玉川村観光物産協会の補助金でございます。

こちらも、昨年に比べて大幅に増加となってございます。こちら、先般の予算の説明の中でも申し上げさせてもらいましたが、主なものは人件費に係るものでございます。今まで、人件費に係るものは補助事業を活用した中で貯ってきたものでございます。6年度につきましては、そちらの補助事業が活用できないという状況にはございますが、人数につきましては、最低でも今と同じ人数が必要であると。その理由としましては、今後オープンしてくる水辺施設の乙な駅、そちらのほうに観光物産協会の窓口を一部設けるというような計画になってございます。また、現在使っている事務所のほうでも自家消費野菜の放射能検査というものは引き続き受託を受けて実施する予定となっている関係上、人数は最低でも現在の人数は必要であるというようなことでの補助金の増額でございます。

以上でございます。

失礼しました。もう一点ございました。

サブレです。サブレにつきましては、おかげさまをもちまして、予定してある数量は全て販売されまして、引き続き製造というような段階に入っておったんですが、残念ながらさるなしの実が少なかったというようなことで、継続した販売には結びついておりません。その代わりに、新たに今年度さるなしの実ではなくて、さるなしの100%ジュースを使ったさるなしヨーグルトというようなものを開発して、そちらを販売していくというような計画でございます。ちなみに3年度、4年度の実績につきましては、それぞれ収益が出ているというようなことで、議員ご指摘の借入金の返済につきましても、7年間の計画の中で実施していくというようなことで、今のところ順調に進んでいるというふうに担当課のほうでは理解してございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） 小林議員の再質問にお答えいたします。

P129ページ、土木費、都市計画総務費、18負担金補助及び交付金、こちらの玉川村空家対策総合支援事業の補助金の内容ですが、空家対策事業補助金につきましては、定住、交流人口の拡大や、新婚、子育て世帯の住居水準の向上を図るため、令和4年度より開始される事業ということでありまして、今まで特定空家にのみのものを除去に関わる補助を一般の空き家等にも拡充し、リフォームに対する費用についても補助するためのものでございます。

補助の内容につきましては、一般空き家向け除去に対する費用補助で5件分、同じく一般の空き家向けリフォームに関わる補助費用3件分、空き家の状況を把握するための調査費用、こちらに関わる補助5件分ということです。あと、今まで計上されていました特定空家の除去に関わる補助も1件ということで予算を計上しているということで、その合計額が1,030万円ということでございます。

また、村内の空き家は何戸であるかということでございますが、60戸ということでございます。うち、特定空家は存在するかということでございますが、こちらにつきましては、特定空き家はございません。

最後の質問ですが、空き家の定義でございますが、空き家とは、建築物またはこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいうということでございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、坂本敬君。

○教育課長（坂本 敬君） 6番、小林議員のご質問にお答えしたいと思います。

ページ、138ページの補助金、地域おこし協力隊活動事業補助金60万円の中身でございま
すが、こちらにつきましては、学校教育指導員としまして、英語並びに算数、数学の指導員
の地域おこし協力隊を募集しております。しかし、残念ながら本年度につきましては、募集
をしましたが応募が全然なかった、結局応募がゼロだったということで、前年度より減額し
て2名分の補助金ということで計上しております。

なお、現在は1名、小学校の英語指導員ということで活動していただいております。ただ
し、引き続き募集はしておりますので、今後応募がありまして採用となった場合につきまし
ては、補正予算で計上したいということで考えております。

なお、1人当たり年間30万円ということで、2人分の60万の計上となっております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 今、私、観光物産協会のさるなしの販売実績というふうに金額ベース
で聞いたんだけれども。それとその評判はどうですかと聞いたんだけれども、いかがでしょ
うか。

それと、その前ですが、テント事故ありましたよね。あれに対する対処はどうなったんで
しょうか。

それから、数千人が来るといいましたが、数千人って1,000人から9,000人まであるんです。
幾らくらいなんでしょう。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） まず、1点目のサブレの販売実績でご
ざいます。

金額としましては、サブレ等の販売の実績額で申し上げます。利益でよろしいでしょうか、
利益で申し上げます。失礼しました、販売額で申し上げます。

3年度につきましては199万、約200万弱でございます。4年度につきましては215万、5
年度につきましては現時点での見込みでございます。こちら先ほど申し上げましたとおり、
さるなしが途中で手に入らなくなつたということで、商品の切替えも行ってございますが、
それでも約240万ほどの販売実績というふうに見込んでございます。

評判でございますが、完売しているというような状況を鑑みますと、それなりの評価はさ

れているのかなというふうに考えてございます。

続きまして、夏まつりの補助関係、費用対効果の数千人というふうに、私が申し上げましたのは、確実なところはつかんでございませんので数千人と申し上げました。確かに1,000人から9,000人まで数千人でございます。ただ、一般的に数千人といった場合は4,000人から5,000人ぐらいというようなことで捉えてございます。

また、あわせてテント、産業まつりのテントの事故の件でございます。

おけがをされた方は2世帯でございまして、事故の当日から、また翌日からは保健師等も入っていただいた中でのケアと、あと、金銭的な補償というような形で進めさせていただい、現在ではどちらの方もけがのほうは完治して、補償のほうも示談というようなことで進んできたというような経緯でございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

3番、小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） それでは、2点ほど質問させていただきます。

まず、100ページです。

放射能の簡易測量業務でございますが、米なんかは、もうこれやらなくてもいいということでやっていませんけれども、放射能の測量というのは、まずいつまでやるのかと、県からのやるようないいふうな指示で行っているのかをお願いします。

次に、112ページ、産地生産力総合対策事業補助金1,000万、これハウスの移転の補助金ということで説明がございましたけれども、遊水地関係で多分移転されるための補助金だと思っておりますけれども、条件というか、10アール当たりどれくらいを予定しているのか、この2点についてお願いします。

○議長（須藤利夫君） 住民税務課長、車田ヨシ子さん。

○住民税務課長（車田ヨシ子君） 3番、小針議員のご質問にお答えしたいと思います。

ページで100ページ、食品等放射性物質簡易測定業務委託料についてでございますが、こちらについて、いつまで、どのようにということと、あと県のほうの指示なのかということでお質問いただいているんですが、こちらについては、現在は観光物産協会のほうに委託しましてそちらで実施していただいている事業となります。この金額全て県のほうから補助金として村のほうに入ってまいりまして、うちのほうから観光物産協会のほうに支出しているというような形になります。

県のほうで、いついつまでやってくださいねというような指示は特にございませんが、今、あるこの補助事業が続く間は、まだご心配される方もいらっしゃいますので続けていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 3番、小針議員のご質問にお答えいたします。

まず、その前に放射能検査で米のお話がございました。現在、米はやっていないわけではなくて、モニタリング調査というようなことで、地区ごとに何点か県のほうでピックアップして、その中で検査をしているというようなことでございます。現在のところ、基準値以上の数値は出ておりません。

それでは、112ページの補助金の中の産地生産力総合対策事業補助金でございます。

こちら、予算の説明の中で、遊水地に伴い移転する方に対する補助というようなことを申し上げましたが、この事業のそもそも目的は、遊水地に限ったものではございません。新たに産地の生産力となるような野菜を生産するための施設を設置する方に対する補助ということで一般に補助されているもので、今回、たまたま遊水地で移転される方もこの補助事業に合致するというようなことで計上させていただいたものでございます。

10アール当たり幾らかとかいう基準ではなくて、事業費の10分の4というようなことでございます。今回の場合は、これから計算するとお分かりのとおり約2,500万円の事業費で、その10分の4というようなことでの計上でございます。

また、あわせまして、村のほうもこれに併せまして単独での補助の上乗せというようなものも行ってございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに。

3番、小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 今の件で、ハウスの件でございますが、補償をもらって新築という条件になるのか、ハウスを移動してもそれが対象になるのか、そのところをお聞かせください。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） こちらにつきましては、先ほど申し上

げましたとおり、遊水地に伴い移転する方を対象としたメニューではございませんので、もともとある事業でございます。ですので、補償金とかそういったものは全然考えません。あくまでも事業費の10分の4が補助されるというようなことでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） すみません、答弁漏れがございました。

条件としますと、この事業の目的は、新たにそこで新たな農業者が経営を始めるというような事業がそもそも目的でございます。ですので、移転とかというものではございません。新たな農業者がそこで農業を開始する場合に補助されるというような制度でございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

小林議員、6番。

○6番（小林徳清君） 先ほど地域整備課長、答弁漏れがありましたですよね。私は地区ごとに空き家何戸あるんですかと聞いたんですが、分かりませんか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） 大変申し訳ないです。聞き漏れしていました。

小林議員の質問にお答えしたいと思います。

各地区で空き家の数が何戸あるかということでございますが、読み上げます。

川辺地区が7戸、蒜生地区4戸、小高地区12戸、中地区8戸、岩法寺地区5戸、竜崎地区7戸、南須金地区8戸、北須金地区5戸、吉地区2戸、山小屋、四辻新田地区でそれぞれ1戸、合計60戸でございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩とし、休憩といたします。10分間休憩いたします。

（午前11時07分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時18分）

○議長（須藤利夫君） 次に、議案第21号 令和6年度玉川村国民健康保険特別会計予算についての質疑を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号 令和6年度玉川村介護保険特別会計予算についての質疑を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号 令和6年度玉川村後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を許します。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） ページ、8ページ、歳入のほうになります。

後期高齢者医療保険料、目の特別徴収保険料283万8,000円の増となります。徴収者は何名で、また、後期高齢者の1月末での人数は幾らでしょうか。

それと、保険料が均等割が4万4,300円で、あと所得に対する割合が100分の8.4%であります。賦課限度額66万でありますよ。6年度は均等割が4万5,900円になるそうです。所得割が8.98%と8.64というふうになるわけですが、賦課限度額、令和5年度の賦課限度額66万の納付者は何名なんでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子さん。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまの小林議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、徴収の人数ですが、令和5年度については1,114名でございます。1月末時点の後期高齢者の人数ですが、1,023名となっております。賦課限度額の上限額で徴収をされている高齢者数は3名となっております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する人なし]

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第24号 令和6年度玉川村宅地造成事業特別会計予算についての質疑を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第25号 令和6年度玉川村上水道事業会計予算についての質疑を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、議案第26号 令和6年度玉川村農業集落排水事業会計予算についての質疑を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑は終わります。

次に、議案第20号 令和6年度玉川村一般会計予算についての討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号 令和6年度玉川村一般会計予算についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和6年度玉川村国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号 令和6年度玉川村国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和6年度玉川村介護保険特別会計予算についての討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号 令和6年度玉川村介護保険特別会計予算についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和6年度玉川村後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号 令和6年度玉川村後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和6年度玉川村宅地造成事業特別会計予算についての討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号 令和6年度玉川村宅地造成事業特別会計予算についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和6年度玉川村上水道事業会計予算についての討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号 令和6年度玉川村上水道事業会計予算についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和6年度玉川村農業集落排水事業会計予算についての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号 令和6年度玉川村農業集落排水事業会計予算についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号～議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第8、議案27号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてから、日程第10、議案第29号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてまでの3議案については、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長、須田潤一君。

〔総務課長 須田潤一君登壇〕

○総務課長（須田潤一君） それでは、議案第27号から29号についてご説明申し上げます。

議案第27号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（須田潤一君） 続きまして、議案第28号、表題本文については27号と一緒にございます。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（須田潤一君） 続きまして、議案第29号、表題本文については前述のとおりでございます。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（須田潤一君） 本3議案につきましては、令和6年3月31日をもって任期満了となります玉川村固定資産評価審査委員会委員の後任者として3名を選任するため議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

最初に、議案第27号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについての質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑は終わります。

次に、議案第28号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについての質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑は終わります。

次に、議案第29号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについての質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑は終わります。

次に、議案第27号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第28号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて

についての討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第29号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについての討論を行います。

[「なし」と言う人あり]

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号 玉川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第30号～議案第32号の説明、質疑、採決

○議長（須藤利夫君） 日程11、議案30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてから、日程第13、議案第32号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてまでの3議案については、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

住民税務課長、車田ヨシ子さん。

[住民税務課長 車田ヨシ子君登壇]

○住民税務課長（車田ヨシ子君） それでは、議案第30号から第32号までご説明申し上げます。

議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて。

〔朗 読・説 明〕

○住民税務課長（車田ヨシ子君） 続きまして、第31号になります。

表題、本文は同じとなっております。

〔朗 読・説 明〕

○住民税務課長（車田ヨシ子君） 続きまして、第32号をお願いします。

表題、本文は同じとなっております。

〔朗 読・説 明〕

○住民税務課長（車田ヨシ子君） 以上、3件、令和6年6月30日をもって任期満了となる委員の後任候補者を法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） ただいま説明のとおりです。

最初に、議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、皆さんのご意見をいただきたいと思います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご意見がないようでございますので、これで質疑は終わります。

次に、議案第31号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、皆さんのご意見をいただきたいと思います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご意見がないようでございますので、これで質疑は終わります。

次に、議案第32号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、皆さんのご意見をいただきたいと思います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご意見がないようでございますので、これで質疑は終わります。

お諮りいたします。

議案第30号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについては、適任者と認めるご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって本件については適任者と認めるに決定いたしました。

議案第31号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについては、適任者と認めるごとについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって本件については適任者と認めるに決定いたしました。

議案第32号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについては、適任者と認めるごとについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって本件については適任者と認めるに決定いたしました。

◎村長の追加提案理由の説明

○議長（須藤利夫君） 日程14、村長の追加提案理由の説明を求めます。

村長、須金泰一君。

〔村長 須金泰一君登壇〕

○村長（須金泰一君） 追加提案いたします議案について、提案理由をご説明いたします。

議案第33号 玉川村教育委員会委員の任命につきまして同意を求めるについてはありますが、令和6年2月29日をもって、一身上の都合により退任された円谷兼一委員の後任者の任命について、議会の同意を求めるものであります。

円谷兼一委員につきましては、1期4年と4か月余りにわたり、玉川村の教育行政にご尽力いただき、改めて感謝を申し上げます。

提案いたします瀬谷豊氏につきましては、これまで、青年団活動、消防団活動、P T A・子供育成会活動等でご活躍されるなど、豊富な経験と学識をお持ちであり、教育委員として適任者であると考えております。

村の教育振興のため、力を発揮していただけるものと確信しておりますので、同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（須藤利夫君） 村長の追加提案理由は、ただいま説明のとおりです。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君）　日程15、議案第33号　玉川村教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、須田潤一君。

〔総務課長　須田潤一君登壇〕

○総務課長（須田潤一君）　それでは、議案第33号についてご説明申し上げます。

〔朗　読・説　明〕

○総務課長（須田潤一君）　よろしくご審議、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君）　質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君）　討論なしと認めます。

これから議案第33号　玉川村教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君）　起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（須藤利夫君）　日程第16、選挙第1号　玉川村選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

本件については、令和5年11月13日、玉川村選挙管理委員会委員長より、選挙管理委員及

び補充員の任期が令和6年3月31日をもって満了するので選挙を行いたい旨、通知がありましたので、地方自治法第182条の規定により行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定を準用し、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、4番、石井清勝君より指名を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、4番、石井清勝君より指名することに決定いたしました。

4番、石井清勝君より指名をお願いします。

4番、石井清勝君。

〔4番 石井清勝君登壇〕

○4番（石井清勝君） それでは、玉川村選挙管理委員及び補充員につきまして、私より指名推選をいたします。

玉川村選挙管理委員。

住所、玉川村大字川辺、氏名、鈴木繁孝。

同じく、玉川村大字蒜生、眞弓誠。

同じく、玉川村大字吉、秋山一男。

同じく、玉川村大字南須釜、大和田宏。

続きまして、玉川村選挙管理委員補充員。

住所、玉川村大字南須釜、氏名、草野常男。

同じく、玉川村大字北須釜、塩澤善勝。

同じく、玉川村大字竜崎、小林金喜。

同じく、玉川村大字小高、溝井正一郎。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） お諮りいたします。

ただいま、石井清勝君より指名がありました。鈴木繁孝君並びに眞弓誠君、秋山一男君、大和田宏君を選挙管理委員の当選人に、また、草野常男君、塩澤善勝君、小林金喜君、溝井正一郎君を補充員の当選人と定め、また、補充員の順序は指名順にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名がありました、鈴木繁孝君、眞弓誠君、秋山一男君、大和田宏君が選挙管理委員に、また第1順位、草野常男君、第2順位、塩澤善勝君、第3順位、小林金喜君、第4順位、溝井正一郎君が補充員に当選されました。

なお、補充員は選挙管理委員に欠員があるときに、第1順位の補充員から補充されることになっております。

以上です。

◎請願の処理について（委員長報告）

○議長（須藤利夫君） 日程第17、請願の処理に入ります。

かねてから付託されておりました請願第1号については、総務産業建設常任委員会において、調査及び審査が終了しておりますので、これより、その処理についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長より報告を願います。

総務産業建設常任委員長、石井清勝君。

〔総務産業建設常任委員長 石井清勝君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（石井清勝君）

玉川村議会総務産業建設常任委員会報告書

令和6年3月4日玉川村議会総務産業建設常任委員会を下記のとおり開催した。

記

1、開催の日時 令和6年3月4日 午前11時46分

2、開催の場所 玉川村議会会議室（議員控室）

3、出席委員は次のとおりである。

1番 大羅 将 2番 佐久間安裕 3番 小針竹千代
4番 石井清勝 5番 渡邊一雄 6番 西川良英

4、欠席委員は次のとおりである。

なし

5、執行部より出席した者は次のとおりである。

産業振興課長 塩田 敦

6、職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 大越健一

委員長は、午前11時46分、開会を宣し、本委員会に付託を受けた下記請願について審議を行い、慎重に調査及び審査をなし、次のように決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

○請願受理番号 第1号

請願名称 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について

請願者 玉川村大字川辺字宮ノ前393-1

日本労働組合総連合会福島県連合会石川地区連合 議長 熊谷重紀

紹介議員 三瓶 力

本件については、慎重に審議した結果、全員一致で採択すべきと決定した。

委員長は、午後零時01分、審議が終了したので閉会を宣した。

以上のとおり、委員会の経過及び審査結果を報告いたします。

令和6年3月8日

玉川村議会総務産業建設常任委員会委員長 石井清勝

玉川村議会議長 須藤利夫 様

○議長（須藤利夫君） ただいまの報告のとおりです。

これから請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この請願については、常任委員長の報告のとおり採択したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号については採択することに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（須藤利夫君）　日程第18、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会広報編集特別委員会委員長より、玉川村議会広報編集特別委員会において、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君）　ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長（須藤利夫君）　ただいま、大羅将君から発議第1号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてが提出されました。

お諮りします。

これより、これを日程に追加し、追加日程第1、発議第1号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君）　ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

ここで暫時休議いたします。

（午前11時52分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時56分）

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 追加日程第1、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、大羅将君。

〔1番 大羅 将君登壇〕

○1番（大羅 将君） それでは、発議第1号についてご説明申し上げます。

発議第1号

令和6年3月8日

玉川村議会議長 須藤利夫 様

提出者 玉川村議会議員 大羅 将
賛成者 同 上 西川 良英
同 上 渡邊 一雄
同 上 佐久間安裕

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出し
ます。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

令和5年春闘結果での賃上げ率はほぼ30年ぶりの高水準での賃上げとなったものの、急激な物価上昇に追いつかず実質賃金はマイナスが続き、超少子高齢・人口減少という構造課題やデフレ経済なども相まって、不安定雇用と格差の拡大により最低賃金近傍で働く者の生活はより厳しい状況が続き、経済・物価上昇に見合った継続的な賃上げが喫緊の課題になって

います。

賃金と最低賃金の安定的な引き上げには、中小・零細企業の労務費の円滑な転嫁も必要不可欠であり、賃上げの原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げと労務費の適切な転嫁による取引適正化が急務となります。

また、人手不足を補うための外国人労働者の増加とパート労働者、契約社員・派遣社員など雇用形態の多様化は依然として存在し、低賃金・長時間労働など問題が山積する中、重層的なセーフティネットの強化と福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策でもあります。

よって、本村議会は福島県の一層の発展を図るため、「賃金の経済政策」となる福島県の最低賃金引き上げに関する次の事項について強く要望いたします。

1、福島県最低賃金は、可能な限り速やかに1,000円に到達させること。

特に、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇に見合った賃上げが喫緊の課題である現状を踏まえるとともに、「新しい資本主義実現会議」において、2030年代半ばまでに最低賃金全国平均1,500円となることを目指すとした政府の積極的な姿勢を踏まえ相応の引き上げを行うこと。

2、中小企業等が、原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金引き上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体での定着に向け「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底と環境整備の充実、強化を図ること。

3、最低賃金の引き上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。

4、福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期発効に努めること。

5、最低賃金の改定額を踏まえ、公契約において賃金や労働条件に下方圧力がかかることがないよう、賃金保証型（ILO第94号条例に準拠）での公契約条例の制定に向けて、中央府省庁及び地方自治体に対して指導を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月8日

福島県石川郡玉川村議会議長 須藤利夫

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

福島労働局長 井口 真嘉 殿

以上です。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎村長挨拶

○議長（須藤利夫君） 以上をもって、本定例会の全日程、全議案の審議が終了いたしました。

村長より一言ご挨拶をお願いいたします。

村長、須金泰一君。

〔村長 須金泰一君登壇〕

○村長（須金泰一君） 令和6年3月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さる3月4日から開会いたしました本定例会におきまして、議員各位には慎重審議をいただき、そのご労苦に対しまして衷心より敬意と感謝を申し上げます。

おかげさまをもちまして、令和6年度の一般会計、特別予算、企業会計の各当初予算及び補正予算をはじめ、条例改正や人事議案など、多数の重要案件につきまして、慎重に審議を

賜りまして、いずれも原案どおりご議決、ご承認いただきまして、本日閉会の運びに至りましたことは、村政発展のため、誠にご同慶に堪えないところでございます。

本定例会で、議員各位から賜りました一般質問、ご要望、ご意見等につきましては、村政各般に生かし、職員一丸となってしっかりと取り組んでまいりますとともに、ご議決いただきました事業等につきましては、改めまして現場主義を徹底し、情報収集に努め、常にトータルコストを意識し、効果的、効率的な執行が図られるよう、スピード感をもって速やかに取り組んでまいります。

さて、ご在任中に幾多のご功績を残されました議員各位の任期もいよいよ間近に迫り、会議も本日をもって最後という思いもあり、私にとりましても大変感慨深いものがございます。

議員各位には、玉川村議会議員に就任以来、村民の代表として、信頼と負託を担って今日までその重責を全うされ、本村の限りない発展と住民福祉の向上のために、その全精力を結集され、ご尽力を賜りましたことに対し深く敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。

来る3月24日には、玉川村議会議員一般選挙が行われますが、今期限りでご勇退されます議員各位には、長年議員として村政発展のために重要かつ困難な問題や課題解決のため、精力を傾げご尽力をいただきましたこと、玉川村民を代表いたしまして心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。新たなステージにおける、さらなるご活躍を心よりご祈念申し上げます。

引き続き立候補されます議員各位には、健康に十分留意され、ご健闘いただき、めでたくご当選の栄に浴し、再びこの議場においてお目にかかりますよう、心からお待ちしております。

本議会の初日に、所信の一端を述べさせていただきましたが、村の最重要課題に位置づけている人口減少をはじめ、少子高齢化問題の対応としての子育て支援、そして、高齢者福祉の充実、地方創生事業の推進、基幹産業である農業の振興や商工業の振興、そして、先行き不透明な将来見通し、社会的問題の要因となっている物価高騰やエネルギー価格高騰問題、さらには、阿武隈川緊急治水プロジェクト遊水地群整備計画をはじめとする各種プロジェクトの推進など課題は山積しておりますが、第6次振興計画後期基本計画の下、「未来（あす）が輝く村づくり『元気な』たまかわ」を将来像として掲げ、村民の皆様のご意見などをしっかりとお聞きしながら、村民の皆様と一緒に魅力ある、活力ある、元気で豊かな村づくりを進め、選ばれる玉川村の創造に向け誠心誠意努力してまいりますので、特段のご支援、ご協

力、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては健康に留意され十分にご自愛いただきまして、引き続き、本村のさらなる進展と村民福祉の向上に向け、ご尽力賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（須藤利夫君） 議員各位におかれましては、長時間にわたりまして慎重審議をくださ
いまして、誠にありがとうございました。

また、説明のためにご出席をいただきました執行当局の皆様に対しましても、心から御礼
を申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

これをもちまして、令和6年3月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 零時08分）